

食品安全情報（化学物質） No. 12/ 2013 (2013. 06. 12)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【USDA】 オレゴンで遺伝子組換え（GE）グリホサート耐性小麦が検出された件を調査

米国農務省動植物衛生検査局（USDA APHIS）は、オレゴンの農場で採集した検体に GE グリホサート耐性小麦の存在を示す結果が得られたと発表した。USDA のさらなる検査により、モンサント社が 1998 年から 2005 年に 16 の州で野外試験を認められた GE グリホサート耐性小麦と同じ品種であることが判明した。この GE 小麦は、オレゴンの農家が自分の小麦畑にグリホサート耐性のある小麦が自生しているのに気づき、発見されたものである。GE 小麦が自生した原因はわかっていない。

*ポイント： 現時点では自生した理由についての続報はありません。これまで、食品用及び飼料用ともに認可された遺伝子組換え小麦はありません。認可されていないものが見つかったこと自体は問題ではありますが、今回発見された遺伝子組換え小麦については他の地域や流通上では確認されておらず、また安全性についても以前に FDA が確認しているとのことです。食品安全上の懸念はなさそうです。

【AVA・MFDS】 台湾産の澱粉加工製品のマレイン酸に関する記事

台湾産の一部の澱粉加工製品から食品添加物として認可されていないマレイン酸が検出されたことを受けて、シンガポール農畜産食品局（AVA）及び韓国食品医薬品安全処（MFDS）は関連製品の販売禁止措置及び検査を行っている。

*ポイント： マレイン酸が検出されたのは、食感を良くするために澱粉に「無水マレイン酸」が違法に添加されたことが原因のようです。添加された澱粉を加工食品の原料に使用するため、影響のある製品の種類は拡大しています。台湾のメディアでは「毒澱粉」と報道されていますが、摂取量を考慮すると、心配される腎臓障害等の有害影響はなさそうです。

【NIH ODS】 ダイエタリーサプリメントのファクトシート：セレン

米国国立衛生研究所ダイエタリーサプリメント局（NIH ODS）は、セレンに関するファクトシートを発表した。セレンは多数の食品に天然に存在し、ヒトにとって栄養学的に必須な微量元素であるが、過剰摂取により中毒を生じる場合がある。ブラジルナッツのセレン含量が多いため、米国では定期的に摂取しないよう注意が喚起されている。また、食品に含まれるだけでなく、セレン含有のダイエタリーサプリメントもある。

*ポイント： 日本でも、通信販売等でセレン含有の様々なサプリメントが販売されています。日本人の平均摂取量は約 100 μ g/日で十分であるのに対し、耐容上限量は成人男性で 260～300 μ g/日、成人女性で 210～230 μ g/日あることから、その差は小さく、不必要なサプリメントの摂取は有害影響をもたらす可能性があるため注意が必要です。

*参考：「日本人の食事摂取基準」（2010年版）6. 2. 6. セレン（Se）

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/05/dl/s0529-4am.pdf>

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【UN】](#)

1. 日本の 2011 年核事故は将来の健康に影響しそうにない、と国連報告書案は述べる

[【WHO】](#)

1. WHO 紀要

[【EC】](#)

1. フードチェーン及び動物衛生に関する常任委員（SCFCAH）：フードチェーンの毒性学的安全性に関する議事概要
2. SCFCAH：一般食品法部会の議事概要
3. EU 食品添加物：我々の食品をより安全に
4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. EU 食品添加物リスト発効
2. マルハナバチの研究はネオニコチノイドの結論に影響しない、と EFSA は述べる
3. 柑橘類の塩化ジデシルジメチルアンモニウム(DDAC)輸入トレランス設定についての理由付き意見
4. 食品及び飼料中にステリグマトシスチンが存在することに関連する公衆衛生や動物の健康上のリスクについての科学的意見
5. 食品添加物としてのモンタン酸エステルの再評価に関する科学的意見
6. 食品と接触する物質関連

[【FSA】](#)

1. ウマ肉レビューー主な知見
2. チーア種子に意見募集

[【BfR】](#)

1. 欧州の食品危機を克服する

[【FDA】](#)

1. 警告文書（2013 年 5 月 28 日、6 月 4 日公表分）
2. 公示

[【USDA】](#)

1. USDA はオレゴンで遺伝子組換え（GE）グリホサート耐性小麦が検出された件を調査している
2. 食品安全検査局（FSIS）：残留物質コンプライアンスガイド

[【NIH】](#)

1. ダイエタリーサプリメントのファクトシート：セレン

[【CFIA】](#)

1. CFIA は 1,000 検体以上の食品について食用色素を検査し、96.2%が基準を遵守していることを確認
2. 生鮮野菜の残留農薬検査の結果、消費者に健康リスクはない

[【FSANZ】](#)

1. 米国の農場で見つかった GM 小麦についての助言

[【TGA】](#)

1. 警告
2. 「BergaMet」製品の宣伝についての決定

[【香港政府ニュース】](#)

1. ちまきは安全性検査に合格
2. 4 月の食品安全性検査の結果は 99.99%合格
3. 漢方薬により女性が健康被害
4. 漢方プラクティショナーが取調中
5. 有害ハーブで高齢者が入院

6. 経口用製品に警告
7. 痩身用製品に警告
8. 漢方薬リコール
9. 痩身用製品に警告
10. ハーブを摂取して男性死亡
11. 19人が食中毒

【[MFDS](#)】

1. 工業用マレイン酸 (Maleic acid) 検出のため一部の台湾産澱粉加工食品を回収・廃棄措置
2. 勃起不全治療剤の成分配合「ビタミン含有製品」の回収・廃棄
3. 食品へ使用できない原料を用いて製造された液状茶の回収・廃棄
4. 米国オレゴン州小麦関連

【[AVA](#)】

1. マレイン酸を原因とする台湾産の澱粉ベースの製品のリコール更新

【[その他](#)】

- ・ 食品安全関係情報 (食品安全委員会) から
- ・ (EurekAlert) 都市の菜園の鉛のホットスポット検出には異なるサンプリング戦略が必要

● 国連 (UN : United Nations) <http://www.un.org/en/>

1. 日本の 2011 年核事故は将来の健康に影響しそうにない、と国連報告書案は述べる
Japan's 2011 nuclear disaster 'unlikely' to have future health affects, says draft UN report

31 May 2013

<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=45058&Cr=nuclear&Cr1=#.UbEr2ZKChar>

国連科学委員会は、2011 年の日本の福島の核災害で漏出した放射線は、一般人及び労働者の大多数に病気をもたらすことはないと言った。UNSCEAR は、本日のプレスリリースで「福島第一原子力発電所の事故による放射線暴露は、急性の健康影響を誘発しなかった。」と述べ、さらに「一般人及び労働者の大多数に将来何らかの健康影響を及ぼすことはありそうにない」と付け加えた。

委員会は、今週の議論で災害からの教訓を引き出している。

「1986 年のチェルノブイリの事故の経験は、影響を受けた集団に対し、物理的な直接影響とは別に社会的影響とそれに関連した健康への影響について、事故後数年間は特別な注意が必要であることを示した。さらに、ストレスの影響が大きい。住居を無くした人々及び家族は、生活や将来、子どもの健康について心配しており、これらこそが事故による長期影響である。」

* No Immediate Health Risks from Fukushima Nuclear Accident Says UN Expert Science Panel

31 May 2013

<http://www.unis.unvienna.org/unis/en/pressrels/2013/unisinf475.html>

-
- 世界保健機関（WHO : World Health Organization） <http://www.who.int/en/>

1. WHO 紀要

Bulletin of the World Health Organization

Volume 91, Number 6, June 2013, 389-464

<http://www.who.int/bulletin/volumes/91/6/en/index.html>

（一部抜粋）

- ・ エディトリアル：

Q: 何故我々は世界中で運動の推奨に失敗しているのか？

A: 運動の重要性を社会が認識していないわけではなく、政策がとられていないわけでもない。公衆衛生上の努力にもかかわらず、運動しないことによる健康問題は世界中で大きなままである。これは、人々の行動を変えるには社会的認知やキャンペーンだけでは十分ではないことを示す。“健康のため”だけではなく、“運動は楽しい”という勧め方も役立つかもしれない。

- ・ 福島の教訓：科学者はもっとよくコミュニケーションする必要がある

2月にWHOの健康リスク評価をとりまとめた科学委員会の共同座長であった Roy Shore が、Fiona Fleck に、緊迫状態での価値のある科学を生み出すための課題について語る。

Q: 世界初で唯一核爆弾に攻撃された国が、チェルノブイリ以降最も重大な核事故にも直面したのは悲劇である。放射線影響研究財団（RERF）の1945年の核爆弾による健康影響調査は、日本及び世界が福島の惨劇に備えるのに役にたったか？

A: 当初は、大規模地震、津波及び発電所事故との複合災害について、大きな混乱と不確実性があった。そのような途方もない破壊があった時には、初期に混乱があるのは避けられない。影響があった地域のインフラが大きく破壊され、電気がなく携帯もつながらず、対応にも一貫性がなく、原子炉の所有会社の準備が十分でなかったという状況である。初期の混乱にもかかわらず、日本政府と国民は力を合わせてこの災害に立ち向かった。対応はチェルノブイリに比べてはるかに良かった。一部はチェルノブイリの経験があったこと、一部は初期のショックから立ち直ったあとの社会がよく組織化されていたことによる。我々は、RERF で長期健康影響を推定するための科学的文書を作成している。これが医学的懸念への対応において役に立つだろう。

Q: どのような情報を提供したか？

A: 蓄積されたデータから、我々は多くのことを学んでいた。放射線は様々な種類のがんのリスクを増し、固形がんのリスクは直接線量に依存する。このリスクの増加はどんな年

齢で被ばくしても生涯にわたること、若い人のほうが高齢者より大きなリスクとなること、最もよく見られるのは白血病、乳がん、甲状腺がんであることなどである。心疾患や脳卒中、白内障などの疾患も被ばくと関連するが、低線量でリスクがあるかどうかは明確ではなく、高線量でもがんよりリスクは小さいと考えられる。従って、低線量被ばく後の主な健康影響はがんになる。我々のデータは、放射線リスク推定のための基本となった。

Q: 科学的プロセスがしっかりしたものでWHO報告書の結果が妥当であることを確保するために何をしたか？

A: WHOは、極めて信頼できるトップ科学者をメンバーに選び、バランスをとった。我々は健康リスクを過剰に見積もるべきではなく、暴露量は恐れていたより相当低いという委員もいた。一方、リスクが現実にある可能性を過小評価すべきではないという委員もいた。我々は単なる短期の線量とリスクではなく、長期暴露と生涯リスク推定のためにいくつかの革新的考え方を導入した。さらに子どもの甲状腺がんリスクを推定するためにこれまで使われていたアプローチより良い方法を用いた。報告書案の作成後、その改善のために様々なグループから意見を聞いた。

Q: 周囲からのプレッシャーをどう管理したか？

A: 委員会の一員として、我々は圧力団体に屈することなく、可能な限り最良の科学を適用することに集中した。意見の違いについては活発な議論を行い、私が議長を務めたグループでは全員が発言するようにした。我々は入手できる最良の科学的根拠を用いたが、専門家の意見にはいつも異なる部分がある。我々は合意に達するよう努力した。もちろん、完全には合意できなかったので、少数派の意見も報告書には取り入れた。

Q: この研究の限界は？

A: 最も大きな限界は、様々な地域の人々が暴露された量の不確実性である。WHOの招集した線量評価委員会は、最初の数ヶ月線量データしか使えなかった。その後多くの情報が出てきたため全体像が変わっている可能性がある。我々の仕事は、推定線量が後に変わっていることを知ってはいたが、線量推定委員会の推定線量に基づいて作業をすることだった。さらに人々の食べる食品やその由来、避難の時期なども知らない。従って健康リスク推定には多くの不確実性があった。

Q: 1945年の広島長崎の原爆影響研究の経験から、そのような不確実性は、推定の信頼性に影響するか？

A: イエス。原爆研究では相当不確実なデータがありそれを補正するのに統計モデルを使ったが、福島では不確実性の大きさに関する十分な情報がない。

Q: 他の限界は？

A: 甲状腺がんについてである。我々は福島では極めて感度の高い集中的スクリーニングが行われていて、それが無ければ見つからなかったような甲状腺がん事例を検出するだろうことを知っている。このような高感度スクリーニングの医学的意味はわからない。極微量のがんのうちどのくらいが健康に影響するまでに増殖するのかについては答えがない。

Q: 放射線の健康影響調査についてはなぜしばしば政府の透明性の欠如が批判されるの

か？

A: チェルノブイリ後、影響のある地域の人々に情報が伝えられなかったために子ども達が極めて大量の放射性ヨウ素に暴露された。これは透明性の欠如の一例であるが、より大きな問題は、核事故の発生時は通常は情報は限られていて、混乱があるということである。

Q: コミュニケーションにも関係するか？

A: イエス。我々科学者は一般の人々とコミュニケーションをするのがしばしば上手ではない。福島でも同様であった。メディアは混乱していた。例えば、その意味や関係を説明せずに、あるニュースメディアにはミリシーベルトを使い、他のメディアにはベクレルを使った。我々科学者は、健康リスクについて、ジャーナリストや聴衆が理解しやすいように伝えるにはどのような方法が最良かを必ずしも考えない。例えば、どの程度の被ばくでヒトの発症率が増加するのか、もっと上手に説明する必要がある。放射線暴露がなかった場合のリスクとの比較は、理解の助けになるだろう。放射線リスクを、ある種のライフスタイル要因などのような他のリスクとのより大きな文脈で示すことは、根拠のない不安を減らすのに役にたつだろう。

Q: 政府が透明性の無さを批判される理由は他にもあるか？

A: 放射線リスクについて偏った見方をする、特定の主張のために科学を利用する科学者を含む主張団体が存在する。彼らは、センセーショナルな物語を好み事態を大げさに報道するのが好きなメディアにたくさん取り上げられる。科学的メッセージが単純明快ではなく、メッセージの中に不一致があるため、報道する人間には何が妥当な科学でどういう意味があるのかを見分けるのが難しい。これは非常に困難な、泥沼の状況なのである

Q: あなたは科学者として全方位からのプレッシャーにどうつきあっているか？

A: 我々は中立で公平であり、センセーショナルリズムにも、科学的知見の隠蔽にも与しない。

●欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. フードチェーン及び動物衛生に関する常任委員 (SCFCAH) : フードチェーンの毒性学の安全性に関する議事概要 (2013年4月17日、5月22日開催)

SCFCAH - Toxicological Safety of Food Chain

● 2013年4月17日の議事概要

http://ec.europa.eu/food/committees/regulatory/scfcah/toxic/sum_17042013_en.pdf

(一部抜粋)

・ 炭酸カルシウム

炭酸ナトリウム (E 500) 及び炭酸カリウム (E 501) が、生鮮魚の切り身の保水や

酸化防止用として販売されているとの情報を受けとった。この件について事業者は加工助剤としての使用であり認可や表示は必要ないと主張しているが、これは添加物としての使用に該当し、EU 規制では認められていないものである。

- ・ 汚染物質

コーデックス食品汚染物質部会 (CCCF) でのデオキシニバレノールの検討結果が報告された。CCCF では穀物のフラワー、セモリナ、ミール、フレークの最大基準値案として EU の現行基準値よりも高い値が提案されたため、それによって増加しうる EU 諸国での公衆衛生上のリスクを評価するよう EFSA へ要請する予定である。同時に、パン、ペストリー、ビスケット、シリアルスナック及び朝食用シリアルに設定された現行基準値を維持するのにかについても明確にするよう要請する予定である。

穀類を主原料とする乳幼児用食品については、CCCF では「消費される形態として (as consumed)」の最大基準値案が合意されているが、EU の現行規制では同じ値が乾燥状態のものに適用されていることが指摘された。これについては、EU 規制を変更しない意向であるが、専門家委員会で議論を開始するのが適切であるとされた。

- ・ ダイオキシン

注意を向けるべきモニタリング対象として、放し飼い及びオーガニック卵、ヒツジ及びラムの肝臓、チュウゴクモクズガニの身及びカニ味噌、乾燥ハーブ、サプリメントとして販売されている泥を提示した。

- ・ アフラトキシン

欧州南東部のトウモロコシ栽培シーズンの厳しい干ばつにより、トウモロコシのアフラトキシンが増加しているため監視強化が必要である。

- ・ 日本産食品の輸入条件について

事前検査対象品目の変更などが報告された。

- 2013 年 5 月 22 日の議事概要

http://ec.europa.eu/food/committees/regulatory/scfcah/toxic/sum_22052013_en.pdf

(一部抜粋)

- ・ EFSA が香料 3-アセチル-2,5-ジメチルチオフェンは *in vitro* 及び *in vivo* で変異原性があるため香料としての使用には安全上の懸念があると結論したことを受けて、当該香料を EU の認可香料リストから削除することについての投票を実施した。全員一致で削除することが決定した。

2. SCFCAH : 一般食品法部会の議事概要 (2013 年 4 月 29 日開催)

SCFCAH – General Food Law

http://ec.europa.eu/food/committees/regulatory/scfcah/general_food/sum_29042013_en.pdf

(一部抜粋)

- ・ スウェーデン食品局が乳幼児用食品のヒ素・カドミウム・鉛・鉄・銅・マンガンにつ

いて調査したことが報告された。その結果によると、多くの食品にヒ素・鉛・カドミウムが含まれ、スウェーデン食品局の見解ではマンガン濃度の高いことが乳幼児の健康に問題となるとの説明がなされた。現在この知見のフォローアップが行われ、乳幼児用食品のミネラル含量については一連の検討が行われている。

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 3/ 2013（2013. 02. 06）

【スウェーデン国立食品局】子ども向け食品の重金属及びミネラル

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2013/foodinfo201303c.pdf>

（英語版が後から公表された。以下参照）

Problems with certain heavy metals and minerals in foods for children continue
23/01/2013

<http://www.slv.se/en-gb/Group1/Food-Safety/Heavy-metals-and-minerals-in-foods-for-children/>

- ・ チェコ共和国から、「コカインダブルエネルギードリンク」という名前の製品をチェコ国内で販売したいという連絡を受けたことが報告され、そのような製品が合法的に販売できるかどうかの意見要請があった。一般食品法により消費者を誤解させるような表示は禁止とされており、そのような製品は禁止または制限するべきだという意見が多かった。
- ・ 英国から乳児用ミルク及びフォローアップミルクにプロバイオティクス乳酸菌添加製品の通知の取り扱いについて質問があった。英国では添加は不適切と判断されたが、他国では異なる判断がなされている場合があり、国ごとではなく中央で判断すべきではないかとの提案になった。

3. EU 食品添加物：我々の食品をより安全に

EU Food Additives : making our food safer

31/05/2013

http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-480_en.htm

（Q & A を提供）

- ・ 食品添加物とは何か？
- ・ どのような添加物が使用されているか？
- ・ 食品添加物は安全か？
- ・ 食品添加物の安全性はどのように評価されているか？
- ・ アスパルテームは安全か？
- ・ 危険なほど大量に食品添加物を摂る可能性はあるか？
- ・ 食品添加物の認可条件は？
- ・ 消費者にとってどのような利益があるか？
- ・ 食用色素は消費者を誤解させる可能性があるのに何故認可されているのか？
- ・ どんなものでも食品添加物に使えるのか？

- ・ 全ての食品に添加物が使われているのか？
- ・ 認可されている添加物のリストはあるか？
- ・ 食品添加物の使用を認める方法は？
- ・ 消費者はどのようにして添加物の使用情報を得るか？
- ・ 添加物無しで食品を作れるか？

4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2013 年第 22 週～第 23 週の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過 (例外あり)

* RASFF へ報告されている事例のうち、残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

ギリシャ産オリーブ油漬けフェタチーズ及びスイートペッパー入り瓶からのフタル酸類 BBP (0.33、0.3 mg/kg)・DEHP (2.2 mg/kg) の溶出、ドイツ産食品サプリメントのシルデナフィル、中国産メラミンサラダボウルからのホルムアルデヒドの溶出 (121.6、114.37、210.37 mg/kg) 及び高濃度の総溶出量 (12.5 mg/dm²)、冷凍牛肉のデキサメタゾン (155 µg/kg)、チリ産チルドメカジキの水銀 (1.485 mg/kg)、ドイツ産ペーパーナプキンからの一級芳香族アミンの溶出 (アニリン: 5.3 µg/l)、ベルギー産穴あきスプーンからの一級芳香族アミンの溶出 (>10.7 mg/kg)、スペイン産飼料の多環芳香族炭化水素 (非ダイオキシン様: 96.84 µg/kg)、スペイン産チルド燻製マグロのヒスタミン (108~1526 mg/kg)、オランダ産トウモロコシのアフラトキシン (B₁=86.1 µg/kg)・オクラトキシン (471、70.5 µg/kg)、スペイン産マグロオリーブ油漬け缶詰のヒスタミン (1524 mg/kg)、中国産プラスチックスプーンからの一級芳香族アミンの溶出 (16.6、1504.5 µg/l) など。

注意喚起情報 (Information for attention)

ポーランド産そば粉の非表示のグルテン (56、132.3 mg/kg)、イタリア産チルドサーデインのヒスタミン (1323 mg/kg)、ポーランド産冷凍ハンバーガーのウマ DNA (6%)、チリ産チルドメカジキの水銀 (1.21 mg/kg)、フランス産食品サプリメントの鉛 (12.5 mg/kg)、中国産台所用品からの一級芳香族アミンの溶出 (0.13、0.12 mg/kg)、インド産オクラのクロルメコート (5.991 mg/kg)、ジョージア産スパークリングナチュラルミネラルウォーターのヒ素 (34 µg/l)、トルコ産水差しの縁からのカドミウム (0.85 mg/個)・鉛 (10.49 mg/個) の溶出、ドイツ産真空パック豚肉のスルファジアジン (550 µg/kg)、中国産台所用品か

らの一級芳香族アミンの溶出（アニリン 39.1 µg/kg）、チェコ産グレープフルーツ種子抽出物の塩化ベンザルコニウム（15790、14970 mg/kg）、中国産プラスチック台所用品からの一級芳香族アミンの溶出（50、8.9、2.2 µg/l）など。

フォローアップ情報（Information for follow-up）

米国産未承認新規食品アフリカンマンゴー（*Irvingia gabonensis*）、オーストリア産サワーキャベツのソルビン酸（2340 mg/kg）、ポーランド産冷凍ケバブのウマ DNA（3%）、英国産タンドリマサラマリネミックスパウダーのタートラジン（250.2 mg/kg）・コチニール赤 A（501.9 mg/kg）、ベトナム産エビのオキシテトラサイクリン（114 µg/kg）、ポーランド産冷凍牛バーガーのウマ DNA（30%）、米国産パイナップルソフトドリンクの安息香酸（282 mg/l）・臭素化植物油、スペイン産魚肉の水銀（0.73 mg/kg）、トルコ産飼料用添加物酸化亜鉛のカドミウム（52 mg/kg）、フランス産シャブリワインの亜硫酸（904 mg/L）など。

通関拒否通知（Border Rejections）

トルコ産生鮮ペッパーのホルメタネート（1.264 mg/kg）、インド産オクラのアセタミプリド（0.044 mg/kg）、スリランカ産 *Centella asiatica*（積雪草）のメタミドホス（1.20 mg/kg）・アセフェート（7.22 mg/kg）、香港産ナイロンフライ返しからの一級芳香族アミンの溶出（0.045、0.079、0.083 mg/kg）、中国産ステンレススチールオイルポットからの鉛の溶出（72.40 mg/kg）、インド産オクラのアセフェート（0.085 mg/kg）、米国産食品サプリメントの未承認照射、トルコ産生鮮ペッパーのテトラジホン（0.032 mg/kg）、中国産コーヒーのシルデナフィル（検出）・タダラフィル（23 mg/個）、モロッコ産オリーブのクロルピリホス（0.14 mg/kg）、インド産生鮮 *chukka ivs pasaei keerai* 葉のトリアゾホス（0.13 mg/kg）、中国産バーベキュー網からの亜鉛の溶出（48 mg/dm²）、インド産生鮮オクラのプロフェノホス（0.24 mg/kg）、モロッコ産生鮮ミントのペルメトリン（0.19 mg/kg）、モロッコ産生鮮ミントのカルベンダジム（0.82 mg/kg）・フルトリアホール（0.39 mg/kg）、中国産茶のアセタミプリド（0.32 mg/kg）・イミダクロプリド（0.051 mg/kg）、ケニア産殻無しピーナッツのジメトエート（0.069 mg/kg）、ドミニカ共和国産ナスのシペルメトリン（5.4 mg/kg）、トルコ産ローストピスタチオのアフラトキシン（B₁=57、Tot.=61 µg/kg）、エジプト産緑豆のジメトエート（0.11 mg/kg）、中国産アサイー抽出物を含むサプリメントのローダミン B、ペルー産カボチャのプロシミドン（0.04 mg/kg）、中国産ティーメーカーからのクロムの溶出（13 mg/dm²）、インド産オクラのクロルメコート（0.369 mg/kg）、インドネシア産ホールナツメグのアフラトキシン（B₁=32.4、Tot.=40.1 µg/kg）、インド産オクラのモノクロトホス（0.04 mg/kg）・アセフェート（0.19 mg/kg）、ベトナム産コメのカルベンダジム（0.037 mg/kg）、ロシア産ザクロジュースの Red 2G とアゾルビン、中国産ステンレススチールオイルポットからのクロム（0.30 mg/kg）・鉛（70.30 mg/kg）・マンガン（0.20 mg/kg）の溶出など。

● 欧州食品安全機関（EFSA : European Food Safety Authority）

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. EU 食品添加物リスト発効

EU food additives list enters into force

31 May 2013

http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/130531.htm?utm_source=homepage&utm_medium=infocus&utm_campaign=eufoodadditiveslist

2013年6月1日から、EUの認可食品添加物リストが発効し、これまでの欧州指令が単一の規制に置き換わる。

2. マルハナバチの研究はネオニコチノイドの結論に影響しない、と EFSA は述べる

Bumble bee study does not affect neonicotinoid conclusions, EFSA says

4 June 2013

http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/130604b.htm?utm_source=homepage&utm_medium=infocus&utm_campaign=neonicotinoidconclusions

ネオニコチノイド農薬が野外条件でマルハナバチのコロニーに大きな影響を与えないことを示唆する英国食料環境研究所（FERA）発表の研究について、EFSA はいくつかの弱点を同定している。そのような弱点があるため、EFSA は、この研究は2013年1月に公表したネオニコチノイド農薬の使用とミツバチへのリスクとの関連性についての結論には影響しないと考える。

- ・ FERA の研究は菜種とクロチアニジン及びイミダクロプリドの英国で認可されている使用についての研究であるが、EFSA は EU 全域で認可されているより多くの農薬及び作物を対象にしている。FERA の英国での研究は、EU 全体にはあてはまらない。

- ・ FERA は、ダスト及び排水からの暴露を考慮していない。

- ・ EFSA はミツバチについて結論を出し、他の授粉媒介者についてはデータがないとしている。

*参考：マルハナバチについての FERA の研究の評価と、その EFSA のネオニコチノイドについての結論への影響の検討

Evaluation of the FERA study on bumble bees and consideration of its potential impact on the EFSA conclusions on neonicotinoids

EFSA Journal 2013;11(6):3242 [20 pp.] 04 June 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3242.htm>

3. 柑橘類の塩化ジデシルジメチルアンモニウム(DDAC)輸入トレランス設定についての理由付き意見

Reasoned opinion on the setting of an import tolerance for didecyldimethylammonium chloride (DDAC) in citrus

EFSA Journal 2013;11(5):3246 [28 pp.] 29 May 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3246.htm>

南アフリカ産柑橘類の輸入トレランスとして 6 mg/kg の申請があった。柑橘類へのポストハーベストによる消費者の健康リスクは特定されないが、そのリスク評価はデータギャップによる多くの不確実性に影響されていることは認識しておくべきである。EFSA は、南アフリカで発効している最大残留基準 (MRL) が 2 mg/kg であるため、輸入トレランス 6 mg/kg が許容できるかどうかはリスク管理者が決定する必要があると結論した。

4. 食品及び飼料中にステリグマトシスチンが存在することに関連する公衆衛生や動物の健康上のリスクについての科学的意見

Scientific Opinion on the risk for public and animal health related to the presence of sterigmatocystin in food and feed

EFSA Journal 2013;11(6):3254 [81 pp.] 07 June 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3254.htm>

EFSA のデータ要請により、食品 247 検体及び飼料 334 検体の分析結果が提出された。食品に関しては全て検出あるいは定量限界以下だった。飼料については、定量できたのは 4 検体のみであった。従って、信頼できる暴露量推定はできなかった。ステリグマトシスチンは遺伝毒性発がん物質であるが、暴露量データが利用できないため暴露マージン (MOE) アプローチが適用できず、ヒト健康リスクを表すことができなかった。動物の健康についても同様であった。暴露評価のためにはさらなるデータが必要である。食品については、定量限界 1.5 µg/kg 以下の方法を用いるべきである。

5. 食品添加物としてのモンタン酸エステルの再評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the re-evaluation of montan acid esters (E 912) as a food additive

EFSA Journal 2013;11(6):3236 [21 pp.] 07 June 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3236.htm>

モンタン酸エステルは生鮮果物の表面処理にのみ認可されている。慢性毒性や発がん性のデータがなく、1990 年代にデータを要求したが提出されていない。データが不足しているため評価するのは不可能である。

6. 食品と接触する物質関連

- 食品と接触する物質としての鉄、ポリエチレングリコール、ピロリン酸二ナトリウム、リン酸一ナトリウム、塩化ナトリウムの安全性評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety evaluation of the active substances, iron, polyethyleneglycol, disodium pyrophosphate, monosodium phosphate and sodium

chloride for use in food contact materials

EFSA Journal 2013;11(6):3245 [11 pp.] 06 June 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3245.htm>

ポリエチレン及びポリプロピレンに混合して酸素吸収剤として使用した場合に、乾燥食品及び脂肪の多い食品に直接的に接触した状態で、また酸素吸収剤を含まない層を間に入れて含水食品及び酸性食品に非直接的に接触した状態で、長期保存および/又は最大 95°C 数時間の加温をおこなっても安全上の懸念はない。

● 食品と接触する物質としての 1,4:3,6-ジアンヒドロソルビトールの安全性評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety evaluation of the substance, 1,4:3,6-dianhydrosorbitol, CAS No 652-67-5, for use in food contact materials

EFSA Journal 2013;11(6):3244 [8 pp.] 06 June 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3244.htm>

ポリエステル製の製造用のモノマーとしてエチレングリコールや 1,4-ビス(ヒドロキシメチル)シクロヘキササンと一緒に使用した場合に、安全上の懸念はない。ただし、既存の溶出限度 5mg/kg を超えてはならず、また 1,4-ビス(ヒドロキシメチル)シクロヘキササンと一緒に使用して製造したポリエステルは 15%以上のアルコールを含む食品とは接触しないようにする必要がある。

● 英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. ウマ肉レビューー主な知見

Horse meat review - key findings

4 June 2013

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/jun/horsereview#.Ua6JTpKChaQ>

6月4日のFSA理事会において、Pat Troop教授が、加工牛肉製品からウマ及びブタの肉やDNAが検出された問題へのFSAの対応についてレビューした結果を発表した。最終報告書は、今月末にFSAのウェブサイトに掲載される予定である。

Troop教授の報告書は検討すべき4つの項目を指摘した。

- ・部門を横断して情報を共有し解析することの改善
- ・主要事故対応計画改善
- ・大規模で複雑な事件の際の政府部局の役割の明確化
- ・FSAの能力と同意枠組みや行動規範の利用についてのレビュー

*参考：理事会の内容

FSA Board meeting 4 June

4 June 2013

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/jun/fsaboard-meeting-live#.Ua6LK5KChaQ>

2. チーア種子に意見募集

Views wanted on chia seeds

7 June 2013

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/jun/chia-seeds#.UbUpmZKChaQ>

南米産のチーア種子を、新規食品として、既に販売されているオーストラリア産チーア種子（The Chia Company が販売）と「同等」であることについての意見を求めている。欧州新規食品規制には、企業が新規食品を既に販売されている食品と事実上同等であると考えている場合に適用される簡易認可手続きがある。2013年6月17日まで意見を募集する。

●ドイツ連邦リスクアセスメント研究所（BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung）

<http://www.bfr.bund.de/>

1. 欧州の食品危機を克服する

Overcoming Food Crises in Europe

05.06.2013

http://www.bfr.bund.de/en/overcoming_food_crises_in_europe-187008.html

2012年9月13、14日にフランス食品・環境・労働衛生安全庁（ANSES）及びデンマーク工科大学との共同で開催された BfR シンポジウム「危機対応と危機予防」のプロシーディングを、英語及びドイツ語で発表した。本ウェブサイトよりダウンロード可能。

*英語版：Acting in Times of Crisis and Crisis Prevention

<http://www.bfr.bund.de/cm/364/acting-in-times-of-crisis-and-crisis-prevention.pdf>

（主に食中毒のアウトブレイクなどを扱っている）

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 21/2012（2012.10.17）参照

【BfR】ANSES（フランス）、国立食品研究所とデンマーク工科大学と共同の BfR シンポジウム「危機対応と危機予防」のプレゼン概要

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2012/foodinfo201221c.pdf>

●米国食品医薬品局（FDA : Food and Drug Administration）<http://www.fda.gov/>

1. 警告文書 (2013年5月28日、6月4日公表分)

- Matrix Health Products 5/16/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm353565.htm>

ノニジュースやコロイド銀等について、インターネットでの根拠のない疾患治療効果宣伝が違法である。

- Hyman Farms 5/14/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm353789.htm>

食用に販売された乳牛の残留動物用医薬品ゲンタマイシンが違法である。

- George Boere Dairy 5/9/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm352245.htm>

食用に販売された乳牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフルが基準値を超過している。

- Bradley M. Burton 5/22/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm354670.htm>

食用に販売された乳牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフルが基準値を超過している。

- Zi Xiu Tang Success, LLC 5/14/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm354241.htm>

ミツバチ花粉カプセルなどの痩せるという効能宣伝が未承認医薬品に該当する。

- American Natural Products Inc 5/2/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm354219.htm>

サプリメント CGMP 違反である。

- Earthborn Products, Inc. 5/2/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm354221.htm>

コロイド銀の疾患治療や予防効果の宣伝が未承認医薬品に該当する。

- Shatila Food Products, Inc. 3/6/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm354203.htm>

食品のアレルギー表示などの違反がある。

- Altasource LLC DBA Metalabs LLC 2/25/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm354493.htm>

各種サプリメントの疾患治療効果宣伝が未承認医薬品に該当し、CGMP 違反など多数の違反がある。

2. 公示

以下の製品には非表示の医薬品成分が含まれる。消費者は購入及び使用しないよう助言する。問題の製品の写真は各ウェブサイトを参照。

- Bethel 30

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm355964.htm?source=govdelivery>

各種ウェブサイトや小売店で痩身用と宣伝されており、FDA の検査でシブトラミンが確認された。

- Get It Up

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm355943.htm?source=govdelivery>

各種ウェブサイトや小売店で性機能増強用と宣伝されており、FDA の検査でシルデナフィルが確認された。

- Super Cheetah

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm355936.htm?source=govdelivery>

各種ウェブサイトや小売店で性機能増強用と宣伝されており、FDA の検査でシルデナフィルが確認された。

- XIYOUJI QINGZHI CAPSULE

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm355797.htm?source=govdelivery>

各種ウェブサイトや小売店で痩身用と宣伝されており、FDA の検査でシブトラミンが確認された。

- Nights to Remember

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm355899.htm?source=govdelivery>

各種ウェブサイトや小売店で性機能増強用と宣伝されており、FDA の検査でシルデナフィルが確認された。

- X Zen Platinum

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm355895.htm?source=govdelivery>

各種ウェブサイトや小売店で性機能増強用と宣伝されており、FDA の検査でシルデナフィル及びタダラフィルが確認された。

- Cave Diver

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm355916.htm?source=govdelivery>

各種ウェブサイトや小売店で性機能増強用と宣伝されており、FDA の検査でシルデナフィルが確認された。

- Reload

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm355955.htm?source=govdelivery>

各種ウェブサイトや小売店で性機能増強用と宣伝されており、FDA の検査でシルデナフ

イルが確認された。

●米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. USDA はオレゴンで遺伝子組換え (GE) グリホサート耐性小麦が検出された件を調査している

USDA INVESTIGATING DETECTION OF GENETICALLY ENGINEERED (GE) GLYPHOSATE-RESISTANT WHEAT IN OREGON

May 29, 2013

http://www.aphis.usda.gov/newsroom/2013/05/ge_wheat_detection.shtml

USDA の動植物衛生検査局 (APHIS) は、オレゴンの農場で採集した検体に GE グリホサート耐性小麦の存在を示す結果が得られたと発表した。USDA のさらなる検査により、モンサント社が 1998 年から 2005 年に 16 の州で野外試験を認められた GE グリホサート耐性小麦と同じであることが示された。オレゴン州立大学の科学者からオレゴンの農場の検体に GE グリホサート耐性小麦が存在する可能性があるという情報を得て、APHIS が公式に調査を行っていた。現時点では、米国や他の国で販売を認められた GE 小麦は存在しない。

この小麦品種の検出は、食品安全上の懸念とはならない。FDA はこの GE グリホサート耐性小麦由来食品及び飼料の安全性についての自主的審議を 2004 年に完了している。審議のために、開発者はその小麦品種の安全性を裏付けるための情報を FDA へ提出している。FDA は、この小麦の穀物や飼料としての安全性に疑問がなくなった場合、つまり現在市場に流通している非 GE 小麦の安全性と同程度である場合に審議を完了する。

APHIS の Michael Firko は、「我々はこの事態を重く受け止めて、公式な調査を開始している。最初の優先課題は、可能な限り迅速に状況を把握し、影響の範囲とこの事態がどのようにして起こったのかを確認することである。USDA は、関係者と協力し、得られた知見については適宜情報提供していく。」と述べた。

Q & A

http://www.aphis.usda.gov/publications/biotechnology/2013/faq_brs_ge_wheat_detection.pdf

(一部抜粋)

Q: 何故、最初の検体がオレゴン州立大学 (OSU) の科学者へ持ち込まれたのか?

A: オレゴンの農家が、自分の小麦畑にグリホサートに耐性のある小麦が自生 (意図的に植えてはいない) していることに気付き、大学の科学者へ検体を送付した。大学の科学者

は、サンプルを 2013 年 4 月 30 日に受け取り、予備試験の結果でグリホサート耐性が陽性であったと返答した。

Q：大学の科学者から連絡を受けた後に USDA は何をしましたか？

A：APHIS は 2013 年 5 月 3 日に大学の科学者から連絡を受け、直ちに公式な調査を開始した。

Q：APHIS はオレゴンで GE 小麦の野外試験を認可したことがあるか？

A：APHIS が最後にオレゴンでの野外試験を認可したのは 2001 年である。現在、オレゴンや隣接の州において認可されているグリホサート耐性 GE 小麦の野外試験はない。

Q：APHIS がオレゴンで確認されたものと同じグリホサート耐性 GE 小麦品種の野外試験を認可した州は他にあるか？あるなら、何処で、いつか？

A：ある。APHIS は、1998 年から 2005 年の間に 100 以上の野外試験を認可している。野外試験は、アリゾナ、カリフォルニア、コロラド、フロリダ、ハワイ、アイダホ、イリノイ、カンザス、ミネソタ、モンタナ、ネブラスカ、ノースダコタ、オレゴン、サウスダコタ、ワシントン及びワイオミングである。

Q：FDA はモンサントの GE グリホサート耐性小麦の安全性を確認するための評価を完了しているのか？

A：している。FDA は 2004 年に当該品種に由来する食品及び飼料の安全性に関する自主的審議を完了している。そのやりとりは、次のウェブサイトで参照できる。

・ Biotechnology Consultation Note to the File BNF No. 000080

<http://www.fda.gov/Food/FoodScienceResearch/Biotechnology/Submissions/ucm155777.htm>

・ Biotechnology Consultation Agency Response Letter BNF No. 000080

<http://www.fda.gov/Food/FoodScienceResearch/Biotechnology/Submissions/ucm155752.htm>

Q：企業による GE 小麦生産はどのような状況か？

A：いずれの国でも GE 小麦は商業販売用としては認可されていない。関係者の間では、いつ GE 小麦品種が市場で流通するようになるのか議論されている。

Q：米国はオレゴン産小麦を輸出しているか？

A：している。オレゴン小麦協会によると、オレゴンでは主にソフトホワイト小麦を栽培しており、生産量の 90%を輸出している。

Q：この GE 小麦は商業的に流通しているか？

A：現時点では、当該品種が流通しているとの情報はない。公衆衛生上の懸念はない。

Q：他国からの反応はどうか？

A：日本は一部の米国産小麦の一次輸入停止、韓国は米国産小麦の着荷検査の実施、EU は加盟国に対し米国産ソフトホワイト小麦の検査要請を行っている。

Q：調査の一環として USDA はどのような検査を実施しているか？

A：現時点では、USDA は APHIS 調査員が農場で採集した小麦の組織から抽出した DNA

を検査している。種子及び穀粒は現時点では入手していない。

Q：このイベントを検出するためにどのような検査法が用いられているか？

A：ポリメラーゼ連鎖反応（PCR）法を利用している。PCR 法は非常に感度が高く、妥当性が確認された方法で所轄検査機関により実施されなければならない。

Q：もし APHIS が市販の種子及び穀粒中に GE グリホサート耐性小麦を検出したら、次に何をするか？

A：そのような場合、APHIS は直ちに状況を調査し、植物衛生や環境へのリスクを評価した上で、改善及び強制措置などの適切な規制措置を決定する。これは、2007年3月に公表した「低レベルの存在（Low-Level Presence：LLP）」ポリシーに基づいている。

- ・ Low-Level Presence ファクトシート

http://www.aphis.usda.gov/publications/biotechnology/content/printable_version/fs_llppolicy3-2007.pdf

遺伝子組換え小麦の件で You tube に動画をアップ（公開日：2013/05/29）

- USDA は遺伝子組換え小麦の検出について調査

USDA Investigating Detection Of Positive Genetically Engineered
Glyphosate-Resistant Wheat In Oregon

<http://www.youtube.com/watch?v=WSrcq912DOI>

- USDA は貿易相手国に米国小麦の安全性を保証

USDA Reassures Trading Partners Of Food Safety Of U.S. Wheat

<http://www.youtube.com/watch?v=h2ld6oHwmk>

2. 食品安全検査局（FSIS）：残留物質コンプライアンスガイド

Compliance Guide For Residue Prevention 2013

<http://www.fsis.usda.gov/Frame/FrameRedirect.asp?main=http://www.fsis.usda.gov/OPPDE/rdad/FRPubs/2013-12666.htm>

FSIS は、家畜の屠殺施設が残留化学物質に関する違反を出さないようにするためのガイドの最終版を発表した。寄せられたコメントへの返答も記載している。

*最終版：

<http://www.fsis.usda.gov/Frame/FrameRedirect.asp?main=http://www.fsis.usda.gov/OPPDE/rdad/FRPubs/2013-12666.htm>

-
- NIH（米国国立衛生研究所）のダイエタリーサプリメント局（ODS：Office of Dietary Supplements） <http://ods.od.nih.gov/>

1. ダイエタリーサプリメントのファクトシート：セレン

Dietary Supplement Fact Sheet: Selenium

Reviewed: May 24, 2013

<http://ods.od.nih.gov/factsheets/Selenium-HealthProfessional/>

セレンは多数の食品に天然に存在する微量元素であり、ダイエタリーサプリメントにも添加されている。セレンはヒトにとって栄養学的に必須で、20 種以上のセレンタンパク質の構成成分であり、生殖、甲状腺ホルモン代謝、DNA 合成及び酸化損傷及び感染症の予防などに重要な役割を担っている。

水産物及び内臓肉がセレンを多く含む食品であり、他に食肉、シリアル・他の穀類及び乳製品もセレンを含む。米国の食事において主なセレン源は、パン、穀類、食肉、家禽類、魚及び卵である。また、セレンは単独又はマルチビタミンのサプリメントとしても利用されている。

大多数の米国人は、適切な量を摂取している。摂取量が適切でない可能性のある人は、セレンの少ない土地に居住しその土地の野菜を主に摂取している人（中国の一部、一部の完全菜食主義の欧州人）、腎臓透析患者（透析で失われたり、食事制限があったりするため）、途上国の HIV 感染者（摂取量が少ない、下痢による損失、吸収の悪化）などである。

セレン含有のサプリメントが何らかの病気の予防に効果があるというしっかりした根拠はない。

セレンには過剰摂取による健康リスクがある。セレンの有機物及び無機物の慢性的高用量摂取は、同じような影響をもたらす。過剰摂取の初期指標は、ニンニク様の口臭及び口の中での金属味である。また、慢性的高用量摂取又はセレン中毒の最も一般的な臨床症状は、毛髪や爪の脆弱化や脱落である。他に、神経障害、吐き気、下痢、皮膚の発疹、斑状歯（歯にまだら状のシミができる）、倦怠感、イライラ等の症状も生じる。

ブラジルナッツにはセレンが非常に多く含まれており（1 粒あたり 68～91 μg ）、定期的に摂取するとセレン中毒を生じる可能性がある。さらに、急性セレン中毒が、含有量を間違った高用量のセレンを含む店頭製品によっても生じる。例として、2008 年、表示の 200 倍量を含む液状ダイエタリーサプリメントによって 201 名が重篤な有害影響を受けた。急性セレン中毒は、重篤な消化器症状や神経症状、急性呼吸窮迫症候群、心筋梗塞、脱毛、筋肉の圧痛、震え、立ちくらみ、顔面紅潮、腎臓障害、心臓障害、まれに致死的になる場合がある。

セレンには耐容上限量（ULs）が設定されている。米国の成人の場合は、1 日に少なくとも 55～70 μg のセレンを摂取する必要があるが、400 μg を超えるべきではない。

● カナダ食品検査庁（CFIA : Canadian Food Inspection Agency）

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. CFIA は 1,000 検体以上の食品について食用色素を検査し、96.2%が基準を遵守していることを確認

CFIA tests over a thousand samples of selected foods for food colours and finds 96.2 percent compliance

May 28, 2013

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/newsroom/news-releases/2013-05-28/eng/1369661528191/1369661537640>

CFIA は、輸入及び国産の計 1,546 検体について分析した。パーム油や唐辛子を含む、許可されていない色素を含む可能性のあるものを検査対象にした。1,546 検体中 990 検体からは色素は検出されず、498 検体からは食品医薬品規制に従った色素が検出された。規制違反は 58 検体であり、ヘルスカナダのリスク評価により 2011 年 5 月にクラス II リコールが 2 件（パーム油、カレーパウダー）が発表された。クラス II リコールは、その製品の摂取により短期的又は命にかかわらない健康問題が生じる可能性のある場合に発表される。健康なヒトに、重大な健康症状が出る可能性は低い。健康被害の報告はない。報告書は連絡すると送付される。

* 報告書 : 2010-2011 Food Colours in Selected Foods

<http://www.inspection.gc.ca/food/chemical-residues-microbiology/chemical-residues/food-colours/eng/1369249939341/1369249996695>

違反割合が多かったのは、菓子 5.9%、キャンディ 4.7%、スパイス 3.6%、ソース 3.0%、飲料 1.9%であった。

2. 生鮮野菜の残留農薬検査の結果、消費者に健康リスクはない

Testing of fresh vegetables for pesticide residues determines no health risk to consumers

2013-05-30

<http://www.inspection.gc.ca/about-the-cfia/newsroom/news-releases/2013-05-30/eng/1369839102221/1369839111128>

CFIA の定期検査結果によると、430 種以上の残留農薬について検査した全ての国産生鮮野菜が喫食しても安全であった。

CFIA は、州内で栽培され販売されたトウモロコシ 130 検体、トマト 165 検体、ジャガイモ 259 検体、葉物野菜 213 検体、ニンジン 257 検体の計 1,024 検体を検査した。その結果、トウモロコシは 100%、トマトは 99.4%、ジャガイモは 99.2%、葉物野菜は 97.7%、ニンジンは 97.7%がヘルスカナダの基準を遵守しており、全体の遵守率は 98.6%であった。

基準値超過検体についてはヘルスカナダが評価し、消費者に健康リスクとなるものは無かったため、リコールは要請されなかった。健康リスクが確認された場合には、リコールが求められる。報告書は連絡すると送付される。

* 報告書 : 2010-2011 Pesticides in Intra-Provincially Traded Fresh Vegetables

<http://www.inspection.gc.ca/food/chemical-residues-microbiology/chemical-residues/pesticides/eng/1369244566209/1369244715627>

- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 米国の農場で見つかった GM 小麦についての助言

Advice on GM wheat found on American farm

May 2013

<http://www.foodstandards.gov.au/consumer/gmfood/Pages/Advice-on-GM-wheat-found-on-American-farm.aspx>

米国が、オレゴン州の農場で遺伝子組換え小麦の自生が見つかった件で助言を発表した。問題の小麦品種は、米国で野外試験が認められていたものである。FDA は、2004 年にこの GM 小麦を評価し、食品や動物飼料として、現在市販されている非 GM 小麦と同程度の安全性であると決定した。

オーストラリア遺伝子技術規制局 (OGTR) 及び農業漁業林業省は事態を監視しており、この GM 小麦がオーストラリアに入ってくる可能性は低いとしている。米国及びオーストラリアにおいて、販売及び商用栽培が認められた GM 小麦はない。

詳細は次の Office of Gene Technology Regulator (OGTR) のウェブサイトを参照。

米国で見つかった GM グリホサート耐性小麦についての情報

Information on GM glyphosate tolerant wheat found in the USA

[http://www.ogtr.gov.au/internet/ogtr/publishing.nsf/Content/9EE9C353D5EF7CD0CA25745100077C36/\\$File/non-approved-gmwheat.pdf](http://www.ogtr.gov.au/internet/ogtr/publishing.nsf/Content/9EE9C353D5EF7CD0CA25745100077C36/$File/non-approved-gmwheat.pdf)

オーストラリアでは、遺伝子組換え植物及び食品について強固な規制制度がある。Office of Gene Technology Regulator (OGTR) は関連規制について、FSANZ は食品の安全性について、農業漁業林業省 (DAFF) は輸出入審査について担当し、州及び地方当局も重要な役割を担っている。

GM 小麦は、豪州では商用栽培が認可されておらず、食用としての使用も認められていない。DAFF は、米国から加工及びヒト食用の小麦の輸入は許可されていないと述べている。OGTR は、豪州での遺伝子組換え作物の試験を厳しく監視しており、GM 小麦の限定的 (面積、期間) 野外試験については 14 件認可している。

豪州政府は米国政府と連絡をとりつつ、OGTR は DAFF 及び FSANZ と連携して状況把握に努めていく。

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 警告

● Black Ant King tablets

5 June 2013

<http://www.tga.gov.au/safety/alerts-medicine-black-ant-king-130605.htm>

TGA の検査で、非表示のシルデナフィルが検出された。当該製品の写実は本ウェブサイト参照 (注: パッケージからは「黒蟻王」と読める)

● Yong Gang tablets

5 June 2013

<http://www.tga.gov.au/safety/alerts-medicine-yong-gang-130605.htm>

TGA の検査で、非表示のシルデナフィル及びタダラフィルが検出された。当該製品の写実は本ウェブサイト参照。

2. 「BergaMet」製品の宣伝についての決定

Decision under regulation 9 of the Therapeutic Goods Regulations 1990 in relation to an advertisement about the product 'BergaMet'

June 2013

<http://www.tga.gov.au/industry/advertising-reg9-2011-04-006-bergamet.htm>

「BergaMet (ベルガモットのサプリメント)」のインターネット販売サイトにおける、コレステロールや中性脂肪を下げるなどの宣伝が規則違反であるため停止を命令した。

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. ちまきは安全性検査に合格

Rice dumplings pass food safety tests

May 30, 2013

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/05/20130530_143637.shtml

食品安全センターは、各種ちまき 100 検体の微生物学的・化学的検査を行い、全て合格であったと発表した。

2. 4月の食品安全性検査の結果は99.99%合格

April food-safety tests 99.99% satisfactory

May 31, 2013

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/05/20130531_143239.shtml

食品安全センターは、4月に食品7,500検体を検査したところ、1検体のみが不合格で99.99%が合格であったと発表した。不合格は甘くした蓮の実で、デヒドロ酢酸ナトリウムが8.5 ppm 検出された。検出された量では、通常の量の摂取による有害健康影響はありそうにない。

3. 漢方薬により女性が健康被害

Chinese herbs sicken woman

May 31, 2013

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/05/20130531_200026.shtml

登録漢方医が処方して登録漢方薬販売店が販売した漢方薬を使用した64才の女性が、ナス科アルカロイド中毒になった。現在販売店が販売した漢方薬の化学分析を行っている。

4. 漢方プラクティショナーが取調中

Chinese medicine practitioner investigated

May 31, 2013

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/05/20130531_194453.shtml

42才の男性が手首の捻挫で漢方医から錠剤を与えられ、その後肝酵素の上昇で入院した。検査の結果錠剤からインドメタシンが検出された。

5. 有害ハーブで高齢者が入院

Noxious herbs land senior in hospital

May 31, 2013

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/05/20130531_185929.shtml

衛生署は、漢方薬を使用した79才の男性がアコニチンアルカロイド中毒の疑いで入院した事例を調査している。漢方医に相談することなく患者が使用した漢方薬には、Radix Aconiti Kusnezoffii 等が含まれていた。

6. 経口用製品に警告

Warning issued on oral product

May 31, 2013

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/05/20130531_164901.shtml

衛生署は、非表示の医薬品成分を含む「Xiang Gang Tian Long Sheng Wu Ke Ji Di Qi Dai Chi Jiu Zhan Shen」を購入及び使用しないよう警告する。58 才の男性が当該製品の使用により入院し、脳卒中と診断された。尿からシルデナフィル代謝物が検出された。

7. 痩身用製品に警告

Warning issued on slimming product

June 05, 2013

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/06/20130605_194844.shtml

衛生署は、複数の非表示の西洋薬成分を含む「Super Fat Burning Bomb」及び「OxyELITE Pro」の 2 製品を購入及び使用しないよう要請した。

病院局より、34 才及び 21 才の女性 2 人の症例の報告があった。34 才の女性は「Super Fat Burning Bomb」を使用して倒れたため入院し、21 才の女性は「OxyELITE Pro」を使用して急性肝炎のため入院した。「Super Fat Burning Bomb」からはシブトラミン及びフェノールフタレイン、「OxyELITE Pro」からはヨヒンビンが検出された。

8. 漢方薬リコール

Chinese herbal medicine recalled

June 05, 2013

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/06/20130605_175229.shtml

5 月末に中毒患者の報告があり、登録漢方薬卸売り業者の大黄のバッチからナス科アルカロイドが検出された。この卸売り業者から漢方薬を購入していた漢方医等のリストを掲載している (32 カ所)。

9. 痩身用製品に警告

Slimming products warning issued

● June 06, 2013

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/06/20130606_191502.shtml

衛生署は、オンラインで購入した表示のない痩身用製品には、非表示の禁止薬物が含まれる可能性があるため使用しないよう警告する。

19 才の女性が 5 月 24 日に動悸で救急外来に来院し、翌日退院した。この女性は、オンラインで購入した 7 種類の痩身用製品を摂取していた。当該製品には、シブトラミン (食欲抑制剤)、ヒドロクロロチアジド (利尿薬)、フルオキセチン (抗うつ薬)、クロルフェニラミン (抗ヒスタミン剤)、ピサコジル (下剤) 及び動物の甲状腺 (甲状腺ホルモン) が含まれていた。当該製品の写真は本ウェブサイトを参照。

● June 07, 2013

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/06/20130607_174810.shtml

衛生署は、非表示の禁止薬物を含む可能性のある 4C Cosmoslim 及び LV Shou Reduces Fat を購入及び使用しないよう警告する。

病院局から、29 才の女性が 5 月 19 日にオンラインで購入した当該製品の使用により幻聴や迫害妄想等の症状を呈して入院したとの報告があった。検査の結果、両製品からシブトラミンが検出された。4C Cosmoslim からは、フェノールフタレインも検出された。当該製品の写真は本ウェブサイトを参照。

10. ハーブを摂取して男性死亡

Man dies after taking herb

June 10, 2013

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/06/20130610_201649.shtml

衛生署は、アコニットアルカロイド陽性の 40 才のネパール人男性の死亡について調査している。彼は、伝統的漢方薬でも西洋薬でもない"Bikhama"と呼ばれるハーブを、医師に相談することなく約 2 年間使用していた。6 月 4 日に友人がネパールで入手したハーブを摂取し、死亡した。

11. 19 人が食中毒

19 ill with food poisoning

June 10, 2013

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/06/20130610_202824.shtml

健康保護センターは、珊瑚礁の魚の喫食による 19 人のシガトキシン中毒と疑われる事例を調べている。6 月 8 日に Lamma 島のレストランで魚を喫食した 23~71 才の男性 14 人及び女性 5 人が中毒になり、6 人が治療を受け、1 人は入院した。

● 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 工業用マレイン酸 (Maleic acid) 検出のため一部の台湾産澱粉加工食品を回収・廃棄措置

2013.05.31

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=56&page=safeinfo&mmid=327&seq=20526>

食品医薬品安全処は、台湾の POSSMEI INTERNATIONAL CO. LTD 社が製造した澱粉加工食品のタピオカパール製品から食品添加物として使用できないマレイン酸が 32 ppm 検出されたため、当該製品を販売禁止及び回収すると発表した。

食薬処は、台湾産の一部の澱粉加工食品に食品添加物に指定されていないマレイン酸が

使用されているとの情報を受けて、国内に輸入された台湾産澱粉加工食品の 3 ブランド 9 製品を 5 月 28 日に暫定販売禁止措置の対象にし、収去・検査を行った。検査対象の 9 件中 7 件からはマレイン酸は検出されず、暫定販売禁止措置を解除した。残り 1 件は検査中である。回収対象製品は消費者に直接販売されずに飲料専門店で販売されたため、関連事業者を対象に回収している。

2. 勃起不全治療剤の成分配合「ビタミン含有製品」の回収・廃棄

2013.05.29

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=56&page=safeinfo&mmid=327&seq=20509>

食品医薬品安全処は、アメリカ LABIEN.US.INC が製造した健康機能食品「ナチュラルパワービタミン(Natural Power Vitamin)/ビタミン含有製品」から勃起不全治療剤成分(シルデナフィル)が検出されたため、当該製品を回収・廃棄すると発表した。

3. 食品へ使用できない原料を用いて製造された液状茶の回収・廃棄

2013.05.31

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=56&page=safeinfo&mmid=327&seq=20524>

食品医薬品安全処は、食品へ使用できないクソニンジン(学名: *Artemisia annua* Linne)を用いて製造した液状茶など 2 製品を回収・廃棄措置の対象にし、製造販売業者を食品衛生法違反の疑いで検察に非拘束送致した。当該製品は、糖尿病、高血圧及び肝硬変などに効果があると虚偽・誇大広告して販売されていた。

4. 米国オレゴン州小麦関連

- 米国オレゴン州小麦品目の輸入時に「未承認の遺伝子組換え小麦」混入について調査中

2013.05.31

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=56&page=safeinfo&mmid=327&seq=20516>

食品医薬品安全処は、動植物衛生検査局 (APHIS) が 5 月 30 日にオレゴン州の農場で遺伝子組換え小麦が確認されたと発表したことを受けて、国内流通製品及び製造業社の在庫品に対して収去検査を実施中である。また、今後米国オレゴン州から輸入される小麦粉については輸入時ごとに検査する。

- 食品医薬品安全処、米国オレゴン州小麦・小麦粉回収検査結果発表

新素材食品課/食品危害評価課 2013.06.05

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=56&pageNo=1&seq=20556&cmd=v>

食品医薬品安全処は、米国オレゴン州から輸入されて現在輸入製造業社が保管中の小麦(40 件)及び小麦粉(5 件)を収去検査した結果、現在まで遺伝子組換え小麦は確認されていないことを明らかにした。

-
- シンガポール農畜産食品局（AVA : Agri-Food Veterinary Authority of Singapore）

<http://www.ava.gov.sg/>

1. マレイン酸を原因とする台湾産の澱粉ベースの製品のリコール更新

Update on recall of starch-based products from Taiwan due to maleic acid

Issued on 31 May 2013

http://www.ava.gov.sg/NR/rdonlyres/9253E7B2-E57D-4992-982C-1304E73748D6/26105/PressRelease_AVAsupdateonmaleicacid_31May2013.pdf

AVA はさらに 4 つの台湾産の製品からマレイン酸を検出し、これでリコール対象は合計 15 製品になった。製品の名前及び写真が掲載されている。

* 参考：食品安全情報（化学物質）No. 11/ 2013（2013. 05. 29）

<http://www.nihs.gov.jp/hse/food-info/foodinfonews/2013/foodinfo201311c.pdf>

【AVA】台湾が未承認食品添加物により食品をリコール

【AVA】マレイン酸を原因とする台湾産澱粉ベース製品のリコール

-
- その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。）

- ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）、清涼飲料類及びニンジンジュース中のベンゼンに関する FAQ を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03820010314>
- 台湾行政院衛生署食品藥物管理局、各地方当局が行ったデンプン関連製品の検査結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03820020369>
- 台湾行政院衛生署食品藥物管理局、シンガポール政府が公表した不合格デンプン類製品について追跡調査を行っている旨公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03820030369>
- 台湾行政院衛生署食品藥物管理局、無水マレイン酸加工デンプンに関する追跡調査結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03820040369>
- ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）、食品中の累積残留農薬に関して消費者から寄せられた質問に対して回答する旨を公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03820390314>

- ドイツ連邦リスク評価研究所 (BfR)、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)は、主として食品を介して摂取されるとのプレスリリースを公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03820430314>

- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、紫外線(UV)照射でビタミン D 含有量を増量した乳を新開発食品(NF)として市場流通させる認可申請について意見書を公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03820860475>

EurekaAlert

都市の菜園の鉛のホットスポット検出には異なるサンプリング戦略が必要

Detecting lead hotspots in urban gardens requires different sampling strategies

5-Jun-2013

http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2013-06/ws--dlh060513.php

都市の菜園の土壌中鉛の測定は重要で、サンプリングにはホットスポットの発見と平均鉛量を調べることのトレードオフが関係する。

地元産食品を食べようという動きがアメリカ中で注目されているが、都市部の菜園にリスクがないわけではない。都市部の菜園には過去に住居や工場があり、有害化合物（鉛入り塗料、ガソリン、鉱業産物など）に汚染されている可能性もある。リスクを評価するためのいくつかのサンプリング戦略を評価した。Risk Analysis に発表。

*Spatial Variation of Soil Lead in an Urban Community Garden: Implications for Risk-Based Sampling

Lauren Bugdalski, Lawrence D. Lemke, Shawn P. McElmurry

Risk Analysis; Article first published online: 24 APR 2013

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室